

鴨川市移住就業支援金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 30 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第 122 号

鴨川市移住就業支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び千葉県まち・ひと・しごと創生推進交付金計画に基づき本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消を図るため東京圏から本市に移住して就業し、テレワークを行い、又は起業する者に対し予算の範囲内において交付する鴨川市移住就業支援金（以下「移住就業支援金」という。）に関し、鴨川市補助金等交付規則（平成 17 年鴨川市規則第 47 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、神奈川県及び千葉県の区域をいう。
- (2) 東京 23 区 東京都の特別区をいう。
- (3) 起業支援金 公益財団法人千葉県産業振興センターが交付する地域課題解決型起業支援事業補助金をいう。
- (4) 転入 新たに本市の区域内に住所を移し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (5) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市を除く。）及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査までの人口減少率が 10%以上の市町村をいう。
- (6) マッチングサイト 千葉県地域しごとマッチング支援事業により開設されたインターネットサイトをいう。

(交付対象者)

第 3 条 移住就業支援金の交付を受けることができる者は、別表に掲げる移住等に関する要件を満たす者であって、同表に掲げる就業に関する要件、テレワークに関する要件、関係人口に関する要件又は起業に関する要件を満たすものとする。

(移住就業支援金の額)

第 4 条 移住就業支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単身世帯 60 万円
- (2) 2 人以上の世帯 100 万円（18 歳未満の者が属する世帯にあつては、200 万円）

(交付の申請)

第 5 条 規則第 3 条の規定により移住就業支援金の交付を申請しようとするときは、当該年度の 2 月末日までに、鴨川市移住就業支援金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲

げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本人であることを確認できる書類
- (2) 移住元の住民票の除票の写し
- (3) 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内に通勤していた者にあつては、東京 23 区内で就業していた企業等の就業証明書
- (4) 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主にあつては、次に掲げる書類
 - ア 開業届出済証明書等
 - イ 個人事業等の納税証明書
- (5) 別表第 1 項第 1 号後段に規定する者にあつては、卒業した学校及び在学期間を確認することができる書類
- (6) 別表第 1 項に掲げる移住等に関する要件のうち世帯に関する要件に該当する申請者にあつては、申請者と同一の世帯に属する者に係る移住元の住民票の除票の写し
- (7) 別表第 2 項に掲げる就業に関する要件を満たす者にあつては、就業証明書（別記第 2 号様式）
- (8) 別表第 3 項に掲げるテレワークに関する要件を満たす者にあつては、就業証明書（テレワーク）（別記第 3 号様式）
- (9) 別表第 4 項に掲げる関係人口に関する要件を満たす者にあつては、当該要件を満たすことを証する書類
- (10) 別表第 5 項に掲げる起業に関する要件を満たす者にあつては、起業支援金交付決定通知書
- (11) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第 6 条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、規則第 4 条の規定により移住就業支援金の交付の可否を決定し、鴨川市移住就業支援金交付（不交付）決定通知書（別記第 4 号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知が移住就業支援金の交付を決定するものであるときは、当該通知に定める移住就業支援金の額は規則第 14 条の規定により確定した移住就業支援金の額とし、当該通知をもって同条に規定する通知があつたものとみなす。
(交付決定通知書の再交付)

第 7 条 規則第 4 条の規定による移住就業支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、紛失等により前条第 1 項の通知書の再交付を必要とするときは、鴨川市移住就業支援金交付決定通知書再交付申請書（別記第 5 号様式）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、鴨川市移住就業支援金交付決定通知書（再発行）（別記第 6 号様式）を交付決定者に交付するものとする。
(交付の請求)

第 8 条 規則第 15 条の規定により移住就業支援金の交付を請求しようとするときは、鴨川市移住就業支援金交付請求書（別記第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。
(報告及び立入調査)

第 9 条 市長は、移住、就業、テレワーク及び起業の状況を確認するために必要があると

認めるときは、交付決定者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第 10 条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める移住就業支援金の額の返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 全額

ア 偽りその他不正の行為により移住就業支援金の交付を受けたとき。

イ 移住就業支援金の交付申請日から 3 年未満の期間に転出をしたとき又は本市に居住している事実がないと市長が認めるとき。

ウ 移住就業支援金の交付申請日から 1 年以内の期間に別表第 2 項に掲げる就業に関する要件を満たす職を辞したとき。

エ 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

(2) 移住就業支援金の交付申請日から 3 年以上 5 年以内の期間に転出をしたとき又は本市に居住している事実がないと市長が認めるとき 半額

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに規則第 4 条の規定による交付決定のあった移住就業支援金については、第 7 条から第 10 条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

3 令和 7 年 3 月 31 日以前に転入した者の取扱いについては、失効前の鴨川市移住就業支援金交付要綱（令和元年鴨川市告示第 103 号）の例による。

別表（第 3 条関係）

1 移住等に関する要件

第 1 号から第 3 号までに掲げる要件に該当すること。ただし、2 人以上の世帯の申請の場合にあつては、これらの要件並びに第 4 号及び第 5 号（18 歳未満の者が属する世帯の申請の場合に限る。）に掲げる要件に該当すること。

(1) 移住元に関する要件 次のいずれにも該当すること。この場合において、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住し、かつ、東京 23 区内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校をいう。）に通学し、東京 23 区内に通勤（被雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていた者については、通学期間を移住元としての対象期間に通算することができる。

ア 転入をする前日までの 10 年間のうち通算して 5 年以上、東京 23 区に居住していたこと又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住し、かつ、東京 23 区内に通勤をしていたこと。

イ 転入をする前日まで 1 年以上継続して、東京 23 区に居住していたこと又は埼玉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域以外の地域に居住し、かつ、東京 23

区内に通勤をしていたこと。この場合において、通勤の期間は、転入をする前日から転入をする日の3月前までの間の日を起算日とすることができる。

(2) 移住先に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 平成31年4月5日以後に転入をしたこと。

イ 移住就業支援金の交付申請時において、転入後の期間が3月以上1年以内であること。

ウ 移住就業支援金の交付申請日から5年以上継続して本市に居住する意思を有すること。

(3) その他の要件 次のいずれにも該当すること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）でないこと。

（ア） 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（イ） 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ウ） 千葉県又は本市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

エ 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

オ 申請者を含む世帯員のいずれもが移住就業支援金及び他の地方公共団体における同種の補助金等の交付を受けていないこと。

カ 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）、介護保険料、学校給食費、水道料金並びに本市が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園に係る保育料を滞納していないこと。

キ その他市長が移住就業支援金の交付対象者として不適当と認める者でないこと。

(4) 世帯に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 交付対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において同一の世帯に属していたこと。

イ 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月5日以後に転入をしたこと。

ウ 交付対象者を含む2人以上の世帯員が移住就業支援金の交付申請時に同一の世帯に属していること。

エ 交付対象者を含む2人以上の世帯員の移住就業支援金の交付申請時における転入後の期間が3月以上1年以内であること。

オ 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも前号アからウまで、オ及びカの全てに該当すること。

(5) 18歳未満の者に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 移住就業支援金の交付申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の者であること。

イ 本事業の申請者でないこと。

ウ 本事業の申請者の配偶者でないこと。

2 就業に関する要件

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 次のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が移住就業支援金の対象法人としてマッチングサイトに掲載されている求人であること。

ウ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住就業支援金の交付申請時において3月以上継続して在職していること。

オ イの求人への応募日が移住就業支援金の対象法人としてマッチングサイトに掲載された日以後であること。

カ 当該法人に移住就業支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有すること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 千葉県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は内閣府が実施する先導的人材マッチング支援事業を利用して就業した場合 次のいずれにも該当すること。

ア 前号ア、エ、カ及びキに該当すること。

イ 目的の達成後に解散することを前提としたプロジェクトへの参加等離職することが前提の就業でないこと。

3 テレワークに関する要件 次のいずれにも該当すること。

(1) 在職する企業等の命令によらず自己の意思により本市に移住し、移住先を本拠として移住元での業務を引き続き行うこと。

(2) 移住先でテレワークにより勤務することとし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。この場合において、原則、恒常的に通勤しないものであること。

(3) 在職する企業等における内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業（地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金地方創生テレワークタイプ）を活用した取組として当該企業等から資金の提供を受けていないこと。

4 関係人口に関する要件

過去に本市に居住の実態があり、かつ、本市の住民基本台帳に1年以上登録されていた者であって、次の各号のいずれかに該当するものであること。

(1) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第26号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に係る同項の認定を受けた個人をいう。）である者

- (2) 漁業協同組合員である者
- (3) 家業を承継した者

5 起業に関する要件

移住就業支援金の交付申請日前1年以内に、起業支援金の交付の決定を受けていること。

別 記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

鴨川市移住就業支援金交付申請書

年度鴨川市移住就業支援金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者等に関する事項

フリガナ			性別	生年月日
氏 名		印		西暦 年 月 日
住 所	〒		電話 番号	
メールアドレス				
単身世帯・2人以上の世帯の別		就業・テレワーク・関係人口・起業の別		
(フリガナ) 世帯員の氏名		続柄	生年月日 (転入時の満年齢)	鴨川市における新たな 勤務先(学校)の名称
1			年 月 日 (歳)	
2			年 月 日 (歳)	
3			年 月 日 (歳)	
4			年 月 日 (歳)	
5			年 月 日 (歳)	

2 確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙1「移住就業支援金の交付に関する誓約事項」に記載された内容について		誓約する		誓約しない
-------------------------------------	--	------	--	-------

別紙２「鴨川市移住就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		同意する		同意しない
市税等の納付状況を市が調査することについて（申請者を含む世帯員全て）		同意する		同意しない
支給要件の該当性等を審査するため、転入日、世帯状況等を公簿により確認することについて		同意する		同意しない
交付申請日から５年以上継続して、本市に居住し、かつ、就業、テレワーク又は起業をする意思について		意思がある		意思がない
移住就業支援金の返還事由の該当性を確認するため、交付申請日から５年間、鴨川市が住民基本台帳等を使用して居住及び転出先の確認を行うことについて		同意する		同意しない
移住就業支援金（他市を含む。）の交付の状況について（申請者を含む世帯員全て）		過去に交付を受けていない		過去に交付を受けた
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う者との関係		３親等以内の親族に該当しない		３親等以内の親族に該当する

※市税等 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）、介護保険料、学校給食費、水道料金並びに本市が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園に係る保育料

3 移住元の住所

住 所	〒
-----	---

4 東京 23 区への在勤・在学履歴（東京 23 区の在勤・在学者に該当する場合のみ記載）

期 間	就業・在学先	就業・在学先住所

※転入前 10 年間の在勤・在学履歴を記載してください。

5 添付書類

- (1) 本人であることを確認できる書類
- (2) 移住元の住民票の除票の写し
- (3) 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内に通勤していた者にあつては、東京 23 区内で就業していた企業等の就業証明書
- (4) 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主にあつては、次に掲げる書類
 - ア 開業届出済証明書等
 - イ 個人事業等の納税証明書
- (5) 東京圏のうち条件不利地域以外の地域から東京 23 区内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校の高等教育機関をいう。）に通学し、東京 23 区内の企業等に通勤していた者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 大学等の在学期間、卒業した学校を確認することができる書類
 - イ 東京 23 区内で就業していた企業等の就業証明書
- (6) 移住等に関する要件のうち世帯に関する要件に該当する申請者にあつては、申請者と同一の世帯に属する者に係る移住元の住民票の除票の写し
- (7) 就業に関する要件を満たす者にあつては、就業証明書（別記第 2 号様式）
- (8) テレワークに関する要件を満たす者にあつては、就業証明書（テレワーク）（別記第 3 号様式）
- (9) 関係人口に関する要件を満たす者にあつては、この要件を満たすことを証する書類
- (10) 起業に関する要件を満たす者にあつては、起業支援金交付決定通知書
- (11) その他市長が必要と認める書類

別紙 1

移住就業支援金の交付に関する誓約事項

- 1 鴨川市移住就業支援金交付要綱に基づく報告及び立入調査について、市から求められた場合は、それに応じること。
- 2 次の場合には、鴨川市移住就業支援金交付要綱第 10 条の規定により、移住就業支援金の全額又は半額を返還すること。
 - (1) 偽りその他不正の行為により移住就業支援金の交付を受けた場合 全額
 - (2) 移住就業支援金の交付申請日から 3 年未満の期間に転出をした場合又は本市に居住している事実がないと市長が認める場合 全額
 - (3) 移住就業支援金の交付申請日から 1 年以内の期間に移住就業支援金の交付要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (4) 公益財団法人千葉県産業振興センターが交付する地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消された場合 全額
 - (5) 移住就業支援金の交付申請日から 3 年以上 5 年以内の期間に転出をした場合又は本市に居住している事実がないと市長が認めるとき 半額
- 3 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
 - (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）でないこと。
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 千葉県又は本市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
 - (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (4) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (5) 申請者を含む世帯員のいずれもが移住就業支援金及び他の地方公共団体における同種の補助金等の交付を受けていないこと。

別紙 2

鴨川市移住就業支援事業に係る個人情報の取扱い

- 1 市は、鴨川市移住就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用すること。

また、市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

- 2 市は、（公財）千葉県産業振興センターから地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を受けている対象者について、次に掲げる事項の取扱いをすること。
 - （1） 市は、移住就業支援金の交付決定をした場合、（公財）千葉県産業振興センターに対し、交付決定者の氏名及び交付決定日を、地域課題解決型起業支援事業補助金交付決定通知書の写しを添えて通知します。
 - （2） （公財）千葉県産業振興センターが千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消した場合、市は、移住就業支援金に係る交付決定取消事務を行うために必要な範囲で、（公財）千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金に係る交付決定取消に関する情報の提供を受けること。
 - （3） 千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る伴走支援が必要があるとして、（公財）千葉県産業振興センターから求めがあった場合、市は、市の把握している住所及び連絡先を（公財）千葉県産業振興センターに情報提供すること。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

所 在 地

事業者名

代表者名



電話番号

担 当 者

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
勤務先事業所名	
勤務先電話番号	
応募受付年月日	年 月 日
就 業 年 月 日	年 月 日
求 人 内 容 ※移住就業支援金の 対象としてマッチ ングサイトに掲載 されている求人内 容	【求人管理番号】 _____ 【求人内容】 _____
雇 用 形 態	週 20 時間以上の無期雇用契約
勤務者と代表者、取 締役等の経営を担う 者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナ ル人材戦略拠点事 業又は先導的人材 マッチング支援事	離職することが前提の就業ではない

業を利用している 場合のみ	
------------------	--

※鴨川市移住就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

所在地

事業者名

代表者名



電話番号

担当者

就業証明書（テレワーク）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先事業所名	
勤務先電話番号	
雇用形態	週 20 時間以上のテレワークを実施
週当たりのテレワーク勤務可能日数	週当たりの勤務日数 （ 日） 上記のうち、事業所が認めるテレワークでの勤務可能日数 （ 日）
移住の意思	在職する企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等）ではない
テレワークに係わる交付金	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業（地方創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金地方創生テレワークタイプ）による資金提供をされていない

※鴨川市移住就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鴨川市長

鴨川市移住就業支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鴨川市移住就業支援金について、鴨川市補助金等
交付規則第4条の規定により下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 交付決定額
交付の条件
- 2 不交付
理由

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

鴨川市移住就業支援金交付決定通知書再交付申請書

鴨川市移住就業支援金交付要綱第7条の規定により、鴨川市移住就業支援金交付決定通知書の再交付を申請します。

1 申請者

フリガナ			性別	生年月日
氏 名	印			西暦 年 月 日
住 所	〒		電話 番号	
メールアドレス				
単身世帯・2人以上の世帯の別		就業・テレワーク・起業の別		

2 再交付申請の理由

--

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鴨川市長

鴨川市移住就業支援金交付決定通知書（再発行）

年 月 日付けで申請のあった鴨川市移住就業支援金については、鴨川市補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付額を決定したので、通知します。

交付金額（移住就業支援金） 金 円

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

請求者 住所

氏名



電話番号

（ ）

鴨川市移住就業支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって額の決定のあった鴨川市移住就業支援金について、鴨川市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		本店・支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		